

新潟市犯罪被害者等支援推進計画の一部改正について

1 改正理由

- ・ こども未来部の組織改正に伴い、各業務の担当課を修正するもの。
- ・ 市営住宅の目的外使用に関する記述を追加するもの。
- ・ 「新潟県居住支援協議会」の運営体制変更に伴う支援団体の変更を反映するもの。
- ・ 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する記述を追加するもの。
- ・ 介護保険利用料の減免を追加するもの。

2 施行期日

令和7年4月1日

改正後（案）	現行	備考
<p>(略)</p> <p>第4 具体的な取組み</p> <p>1 相談及び情報の提供【条例第13条関係】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 犯罪等に起因する各種相談</p> <p>(略)</p> <p>オ) 女性に関する相談 [各区健康福祉課] 夫婦や家族の問題や女性に関する悩みに対し専門の女性相談支援員が相談に対応します。</p> <p>(略)</p> <p>3 日常生活の支援及び配慮【条例第15条関係】</p> <p>(1) 一時保育（一時預かり）サービスの提供 [幼保運営課]</p> <p>(略)</p> <p>(3) 子育て短期支援（ショートステイ）サービスの提供 [子ども家庭課]</p> <p>保護者の方が犯罪等の被害で入院するなどにより一時的に乳幼児（2か月～3歳未満）の養育ができない場合に、市が委託契約している施設で預かり（宿泊を伴う）ます（収入により費用負担が異なります）。</p> <p>(4) ひとり親家庭等に対する日常生活支援 [子ども政策課]</p> <p>(略)</p> <p>5 居住の安定【条例第17条関係】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市営住宅の入居支援 [住環境政策課]</p> <p>犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を2枚配布し、優先的な取り扱いを行います。</p>	<p>(略)</p> <p>第4 具体的な取組み</p> <p>1 相談及び情報の提供【条例第13条関係】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 犯罪等に起因する各種相談</p> <p>(略)</p> <p>オ) 女性に関する相談 [各区健康福祉課] 夫婦や家族の問題や女性に関する悩みに対し専門の女性相談員が相談に対応します。</p> <p>(略)</p> <p>3 日常生活の支援及び配慮【条例第15条関係】</p> <p>(1) 一時保育（一時預かり）サービスの提供 [保育課]</p> <p>(略)</p> <p>(3) 子育て短期支援（ショートステイ）サービスの提供 [子ども政策課]</p> <p>保護者の方が犯罪等の被害で入院するなどにより一時的に乳幼児（2か月～3歳未満）の養育ができない場合に、市が委託契約している施設で預かり（宿泊を伴う）ます（ひと月7日まで。なお、収入により費用負担が異なります）。</p> <p>(4) ひとり親家庭等に対する日常生活支援 [子ども家庭課]</p> <p>(略)</p> <p>5 居住の安定【条例第17条関係】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市営住宅の抽選の優遇 [住環境政策課]</p> <p>犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を2枚配布し、優先的な取り扱いを行います。</p>	

また、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を3枚配布し、優先的な取り扱いを行います。

なお、緊急に迫られる事情がある場合は、目的外使用許可による入居支援に取り組みます。

(略)

(3) 物件探しの支援 [住環境政策課]

犯罪被害者等の民間賃貸借住宅への転居に際し、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、「居住支援法人」を紹介するなど、関係団体の協力のもと物件探しについて支援を行います。

(略)

6 雇用の安定【条例第18条関係】

(略)

(2) ひとり親家庭の就業に関する給付金の助成

犯罪等により、ひとり親家庭となった母及び父に対して、就業に関する各種給付金を助成します。

ア) 高等職業訓練促進給付金の助成 [こども政策課]

母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の費用の一部を修了後に助成します。

イ) 自立支援教育訓練給付金の助成 [こども政策課]

母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力の向上のため国が指定する講座などを受講する場合に、その受講経費の一部を助成します。

また、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を3枚配布し、優先的な取り扱いを行います。

(略)

(3) 物件探しの支援 [住環境政策課]

犯罪被害者等の民間賃貸借住宅への転居に際し、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、本市をはじめ宅地建物取引業者や賃貸住宅管理者などで組織された「新潟県居住支援協議会」を通じ、関係団体の協力のもと物件探しについて支援を行います。

(略)

6 雇用の安定【条例第18条関係】

(略)

(2) ひとり親家庭の就業に関する給付金の助成

犯罪等により、ひとり親家庭となった母及び父に対して、就業に関する各種給付金を助成します。

ア) 高等職業訓練促進給付金の助成 [こども家庭課]

母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の費用の一部を修了後に助成します。

イ) 自立支援教育訓練給付金の助成 [こども家庭課]

母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力の向上のため国が指定する講座などを受講する場合に、その受講経費の一部を助成します。

(3) ひとり親家庭等への就業・自立の支援

犯罪等によりひとり親家庭となった母及び父に対して、就業及び自立に関する各種支援を行います。

ア) ひとり親家庭等への就業・自立支援 [こども政策課]

ひとり親家庭の母または父の自立の促進及び子どもの健全な育成を図るために、本市と新潟県が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会に委託して、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を開設し、専門の相談員による生活・就職相談や養育費相談などを実施します。

イ) ひとり親家庭等への自立支援プログラム策定 [こども政策課]

ひとり親家庭等の母または父に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行います。

7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

(略)

(5) 介護保険に関する支援

介護保険に関する負担を軽減するため、状況に応じ保険料や利用料の減免を実施します。

ア) 介護保険料の減免及び徴収猶予 [介護保険課]

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となった場合は、保険料の減免及び徴収猶予を行います。

イ) 介護保険利用料の減免 [介護保険課]

要介護認定者又は属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となった場合は、介護保険利用料の減免を行います。

(3) ひとり親家庭等への就業・自立の支援

犯罪等によりひとり親家庭となった母及び父に対して、就業及び自立に関する各種支援を行います。

ア) ひとり親家庭等への就業・自立支援 [こども家庭課]

ひとり親家庭の母または父の自立の促進及び子どもの健全な育成を図るために、本市と新潟県が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会に委託して、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を開設し、専門の相談員による生活・就職相談や養育費相談などを実施します。

イ) ひとり親家庭等への自立支援プログラム策定 [こども家庭課]

ひとり親家庭等の母または父に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行います。

7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

(略)

(6) 遺族への年金等の支給

(略)

(7) 子育てに関する経済的支援

子育てに要する負担軽減について、犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種経済的支援を行います。

ア) ひとり親家庭等医療費の助成 [こども政策課]

ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等及び児童に対して医療費を助成します(所得制限あり)。

イ) 児童扶養手当の支給 [こども政策課]

ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給します(所得制限あり)。

ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 [こども政策課]

子どもを扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦(一部所得制限あり)、父母のない20歳未満の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。(※同じ用途で複数の借入れを行う際に貸付額が減額となる場合があります)

エ) 保育料の減免 [幼保運営課]

犯罪等の被害により世帯の収入が減少したため保育料の納入が困難となった場合などに、保育料の減免を実施します。

(8) 就学に関する経済的支援

(略)

(9) 生活保護制度 [各区保護課・健康福祉課、福祉総務課保護室]

(略)

(5) 遺族への年金等の支給

(略)

(6) 子育てに関する経済的支援

子育てに要する負担軽減について、犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種経済的支援を行います。

ア) ひとり親家庭等医療費の助成 [こども家庭課]

ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等及び児童に対して医療費を助成します(所得制限あり)。

イ) 児童扶養手当の支給 [こども家庭課]

ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給します(所得制限あり)。

ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 [こども家庭課]

子どもを扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦(一部所得制限あり)、父母のない20歳未満の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。(※同じ用途で複数の借入れを行う際に貸付額が減額となる場合があります)

エ) 保育料の減免 [保育課]

犯罪等の被害により世帯の収入が減少したため保育料の納入が困難となった場合などに、保育料の減免を実施します。

(7) 就学に関する経済的支援

(略)

(8) 生活保護制度 [各区保護課・健康福祉課、福祉総務課保護室]

(略)

新潟市犯罪被害者等支援推進計画

令和5年4月

新潟市

目 次

第 1	計画策定について	1
1	計画の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
第 2	犯罪被害等の状況	2
1	本市における刑法犯認知件数	
2	犯罪被害者等の置かれる状況	
第 3	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念・方針	
2	支援体制	
3	重点課題	
第 4	具体的な取組み	8
1	相談及び情報の提供	
2	心身に受けた被害及び影響から回復	
3	日常生活の支援及び配慮	
4	安全の確保	
5	居住の安定	
6	雇用の安定	
7	経済的負担の軽減	
8	市民等の理解の増進	
9	教育活動の推進	
10	人材の育成	
11	民間支援団体に対する支援	
第 5	進行管理	18
1	取り組み状況の公表	
2	計画の見直し	
資料編		
1	新潟市犯罪被害者等支援条例	19
2	新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付に関する規則	
3	新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱	
4	新潟市犯罪被害者等助成金支給要綱	
5	新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱	

第1 計画策定について

1 計画の趣旨

多くの人が犯罪等の被害について他人事のように考えてしまいがちですが、犯罪等は予期せず起こり、誰もがある日突然、犯罪被害者等となる可能性があります。

犯罪被害者等は、当該犯罪等による「直接的な被害」にとどまらず、被害に遭ったことによる精神的なショックや身体的不調、生計維持者を失うなどによる経済的な困窮、捜査・裁判への対応による精神的・時間的負担、更には周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的な苦痛などの「二次的被害」や、加害者からの更なる被害等への不安や恐怖など、長期にわたり様々な問題に苦しめられています。

このような状況の中、住民の日常生活を支えるための施策を展開する身近な行政機関として、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すために市町村が果たすべき役割は大きいものと考えます。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。同法第5条にて、地方公共団体が犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し実施することを責務としており、本市では、令和4年8月1日に犯罪被害者等支援における基本理念や市・市民・事業者・民間支援団体の責務、基本的支援施策などについて定めた「新潟市犯罪被害者等支援条例（以下、条例とする）」を施行しました。

この条例に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として、このたび、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第8条の規定に基づき策定するものです。

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築に向け、適切な支援を行うための基本方針や具体的な施策を示しており、本市の犯罪被害者等に係る施策推進の指針となります。

3 計画の期間

計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間とします。

第2 犯罪被害等の状況

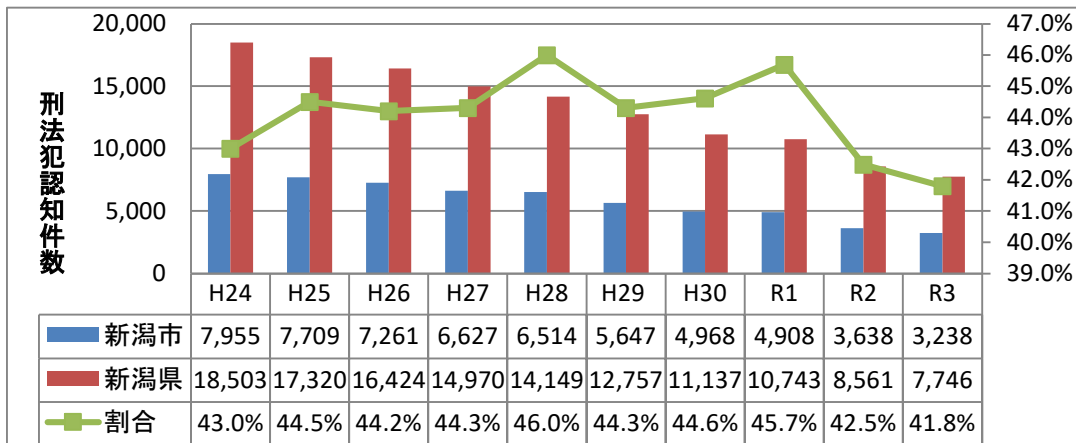
1 本市における刑法犯認知件数等

本市における直近10年間の刑法犯認知件数※は減少傾向で推移しており、令和3年は3,238件となっております。また、県全体の刑法犯認知件数に対する本市の割合についても近年は減少傾向にあります（図1）。

続いて、本市における刑法犯認知件数を平成18年（第1次「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」策定前）と令和3年で罪種別に比較すると全ての罪種が減少しております（図2）。

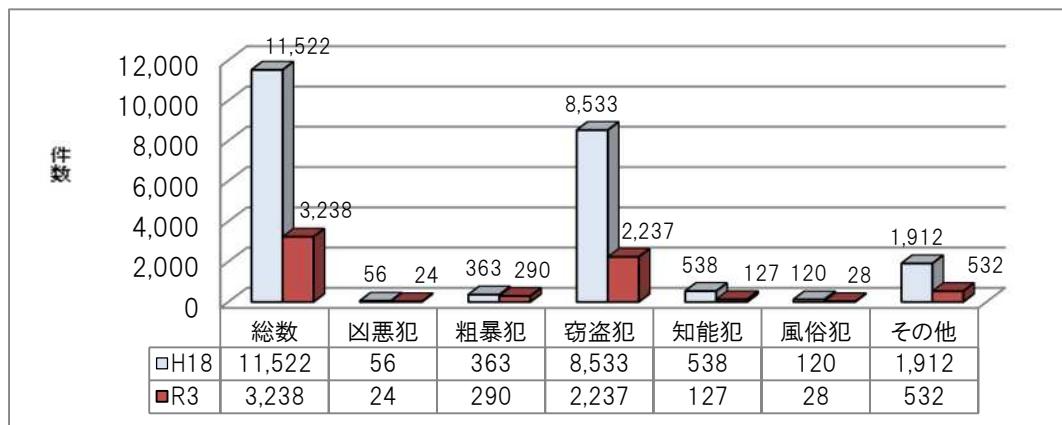
※刑法犯認知件数…「刑法」（暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

図1 直近10年間の刑法犯認知件数及び県全体に占める割合推移



出典：新潟県警察統計

図2 平成18年と令和3年の罪種別対比



出典：新潟県警察統計

本市では犯罪被害者等の多様なニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、平成24年より犯罪被害者等支援総合窓口を設置しています。

本窓口における相談件数は近年増加傾向にあり、特に令和3年度は犯罪被害者等支援見舞金を開始したことで相談件数が大幅に増加しました（表1）。

また、にいがた被害者支援センターでは、平成28年度に県から性暴力被害に特化した性暴力被害者支援センターにいがた（以下、「ワンストップ支援センター」という。）の業務委託を受け、同年12月に開設しています。開設以降、性被害を含めた相談件数が増加傾向にあります。ワンストップ支援センターは令和3年10月より24時間365日の相談受付体制となり、増加する相談ニーズへ対応しています（表2）。

以上より、全体的な刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、性被害に関する相談が増加傾向にあることから、性被害は警察が認知していない暗数が相当数あるとみられ、このような刑法犯認知件数には表れない被害者等に対しても適切な支援が必要です。

表1 本市の犯罪被害者等支援総合窓口における相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
件数	0	0	3	4	4	10

表2 にいがた被害者支援センター（ワンストップ支援センター）における相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
電話相談(件)	415 (35)	604 (204)	947 (329)	791 (293)	1035 (453)	836 (406)
面接相談(件)	21 (4)	42 (21)	69 (30)	57 (23)	59 (32)	74 (32)

※()はワンストップ支援センターでの相談件数を示す。

※上記件数は延べ件数。相談件数の中には警察が認知していないものも含まれる。

2 犯罪被害者等の置かれる状況

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われる、家族を失う、けがや障がいを負う、財産を奪われるなどの直接的な被害を受けます。

そして、そのことが精神的なショックや身体的不調につながったり、生計維持者の死亡や失職などによる経済的な困窮に陥ったりすることも少なくありません。

また、周囲の人からの心ない言動等による精神的な苦痛を受けたり、加害者からの更なる被害への不安や恐怖に苛まれたりすることもあります。

加えて、事件の捜査や裁判に際しては、何度も同じ説明をせざるを得ないため、その度に事件のことを思い出してつらい思いをしますし、身体的にも時間的にも負担を強いられることがあります（図3）。

上記のように、犯罪被害者等は長期にわたり様々な問題に苦しめられることから、再び平穏な生活を取り戻すために、本市が果たすべき役割は大きいものと考えます。

例えば、心身への影響などについてはカウンセリングに関する制度、経済的な困窮については見舞金の支給や転居費用の助成に関する制度、また、再被害・二次的被害については安全の確保に関する制度などが必要となります（詳細についてはP.8～17「第4 具体的な取組み」に記載）。

図3 犯罪被害者等が置かれる状況



第3 計画の基本的な考え方

1 基本方針

犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害のみならず、心身の不調、経済的負担の増加、周囲の偏見や理解不足による二次的被害を受ける場合もあります。

このような中、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るため、本計画では、条例第3条の基本理念に基づき、次の4つの基本方針を掲げて支援に取り組みます。

○基本方針1 尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること

犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること。

○基本方針2 状況や事情に応じて適切に行うこと

犯罪被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況や事情に応じた適切な支援を行うこと。

○基本方針3 二次的被害や再被害を生じさせないこと

犯罪被害者等の個人情報の取り扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮すること。

○基本方針4 途切れなく行われること

犯罪被害者等が安心して暮らせるよう、必要な支援の提供を途切れさせないこと。

2 支援体制

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、条例第13条の規定に基づき、犯罪被害者等支援総合窓口を市民生活課安心・安全推進室に設置し、窓口の一元化を図っています（平成24年度から設置）。あわせて、本市関係部署（各区役所を含む）間における犯罪被害者等支援施策に関する情報の共有や連携の推進のために、令和元年度より新潟市犯罪被害者等にかかる庁内連絡会議を開催し、包括的な支援に努めています。

また、条例第10条の規定に基づき、様々な外部関係機関等と緊密に連携し、一体となった支援を行うとともに、個別の案件に対する支援の調整のために、必要に応じ関係機関を集めた会議を開催します。

○犯罪被害者等支援総合窓口の設置

犯罪被害者等の相談は各窓口で受け付けるとともに、各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、市民生活課安心・安全推進室に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、窓口の一元化を図っています（平成24年度から設置）。

○ワンストップサービスの実施

犯罪被害者等支援総合窓口にて、犯罪被害者等の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、庁内関係部署（各区役所を含む）との連携により、各種手続きについてワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担等の軽減に取り組みます。

○関係機関等との連携体制の確立

庁内の連携（新潟市犯罪被害者等にかかる庁内連絡会議）

犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するために、庁内関係所属長を構成員とする連絡会議を定期的かつ必要に応じて開催します。

庁外との連携

犯罪被害者等の相談状況に応じたワンストップサービスを実施するため、本市総合窓口と次の関係機関は、犯罪被害者等が必要とする支援について連絡を密にし、適切な支援に努めます。

■新潟県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

本市の犯罪被害者等見舞金をはじめ各種助成制度に関するもののほか、支援全般にかかる必要な情報提供について相互に連携します。

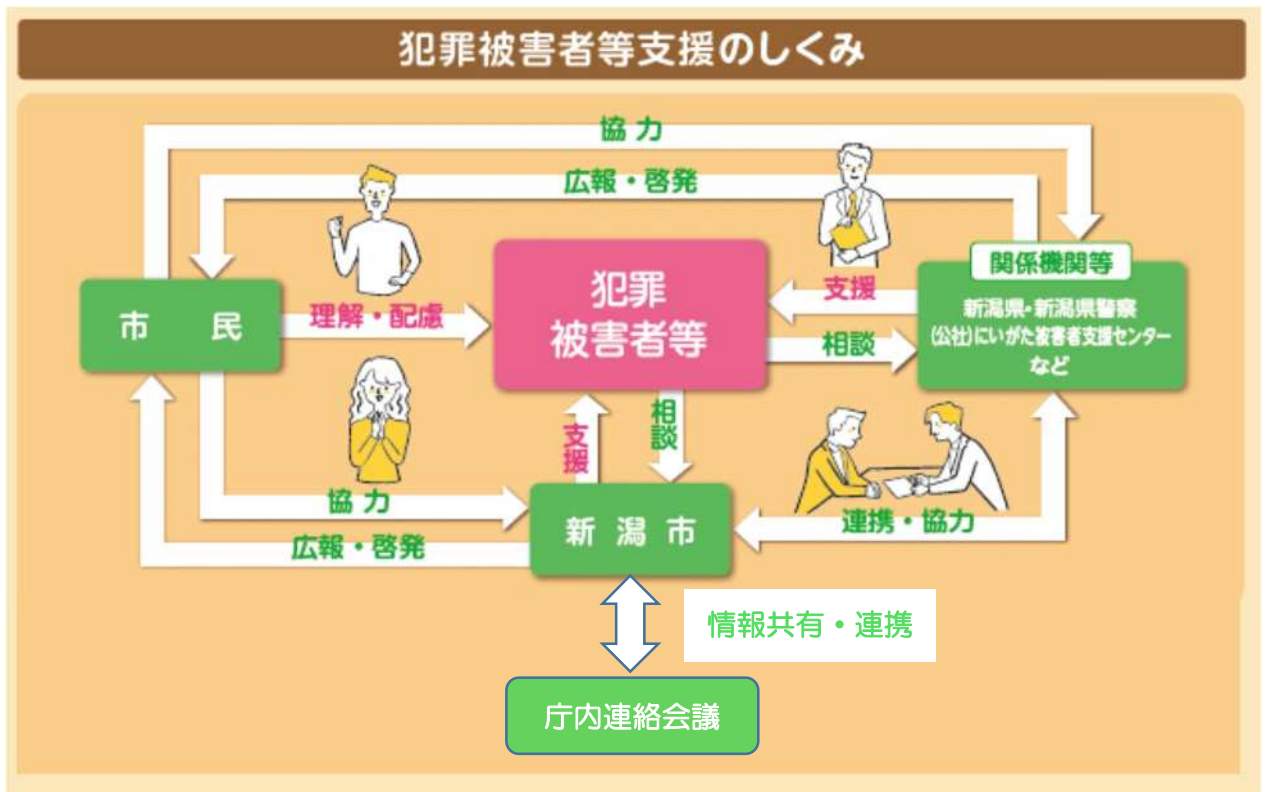
■公益社団法人にいがた被害者支援センター

法律相談をはじめとする各種相談の案内や付添い支援の依頼、自助グループの紹介等のほか、支援全般にかかる必要な情報提供について相互に連携します。

■新潟県総務部県民生活課

本市の犯罪被害者等見舞金に関するもののほか、犯罪被害者等支援にかかる情報共有や意見交換を積極的に行うとともに、周知・広報等について相互に連携します。

図4 支援体制フロー



3 重点課題

条例施行後における市民及び事業者へ犯罪被害者等支援に関する理解の増進と、更なる支援ニーズの把握による支援施策拡充を図るため、次の2つを本計画における重点課題として掲げます。

(1) 犯罪被害者等支援に関する市民等の理解の増進【条例第20条】

犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のため、また、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築くためには、市民及び事業所が犯罪被害者等の支援について理解を深めていくことが重要です。

そのため、市報やホームページ、SNSなどを活用した広報・啓発活動など必要な施策を行います。

(2) 犯罪被害者等の支援ニーズの把握及び支援施策拡充【条例第12条】

犯罪被害者等のための支援施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきであり、その支援ニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って実施される必要があります。

そのため、条例第9条に基づき設置された「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」による意見聴取、犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査を実施し、支援施策への反映を図ります。

第4 具体的な取組み

1 相談及び情報の提供 【条例第13条関係】

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を軽減、回復し、再び日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするためには、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介などを総合的に行うことが必要です。このことから次の施策に取り組みます。

(1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置（市民生活課安心・安全推進室）

犯罪被害者等の様々な相談や各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、総合的に対応できる窓口を設置しています。

市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、犯罪被害者の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、庁内各部署（各区役所を含む）との連携により、各種手続きについてワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担などの軽減に取り組みます。

(2) 犯罪等に起因する各種相談

犯罪等に起因する様々な問題の解決に向け、各種相談に対応します。

ア) 市民・専門相談【広聴相談課市民相談室】

犯罪等の被害に起因する様々な問題の解決に向け、そのきっかけとなるために、相談員による市民相談のほか、弁護士による法律相談をはじめ司法書士、行政書士、税理士などの専門家による無料相談を行います。

イ) 児童虐待等に関する相談【児童相談所】

児童虐待等の被害を受けた心理的影響や子どもに関する様々な心配ごとなどの相談に対して、専門的な支援を行います。

ウ) 子どもに関する相談【各区健康福祉課】

子育てに関する様々な困りごとについて相談に対応します。

エ) DVに関する相談【男女共同参画課】

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力被害の悩みに対して、専門的な支援を行います。

オ) 女性に関する相談 [各区健康福祉課]

夫婦や家族の問題や女性に関する悩みに対し専門の女性相談支援員が相談に対応します。

カ) 福祉に関する総合的な相談 [各区健康福祉課]

高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉に関する様々な相談に対応します。

キ) こころの健康に関する相談 [こころの健康センター]

こころの健康や精神科受診に関する事など精神保健に関する問題について、来所や電話、メールでの相談に応じ、専門的な助言や指導、関係機関の情報提供などを行います。

ク) 消費生活に関する相談 [消費生活センター]

悪質商法や特殊詐欺の被害を含む消費生活全般についての相談に応じ、問題の解決に向けた支援を行います。

ケ) 学校における被害者支援相談 [教育委員会学校支援課]

犯罪被害者等の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談センターなどによる各種相談を行い、児童・生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行います。

2 心身に受けた被害及び影響からの回復 【条例第14条関係】

犯罪被害者等は、犯罪等により心身に大きな被害を受けるほか、自身や家族が被害にあったことによる精神的なショックから日常生活に影響が出る場合もあります。

犯罪等の被害を受けた方々が、できるだけ早く心身に受けた被害や影響から回復できるようにするため、保健医療・福祉サービスの提供などに関し、次の施策に取り組みます。

(1) カウンセリング費用の助成 [市民生活課安心・安全推進室]

犯罪被害者等が、心理的外傷（PTSD）やその他の犯罪等により心身に受けた被害や影響から回復するために、臨床心理士等の専門家から受けるカウンセリング費用を助成します。（上限額 15万円） →要綱については資料編P.33

(2) 障がいのある方への年金等の支給

関連項目：7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

犯罪等により、障がいを負った場合に年金等を支給します。

ア) 障害基礎年金の支給 [保険年金課]

犯罪等により65歳までに一定の障がいの状態になった方で、初診日の前々月

までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や、20歳時に一定の障がいの状態にある方に年金を支給します。

イ) 特別障害給付金の支給【保険年金課】

犯罪等により障がいの状態になったにもかかわらず、国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できなかった方に、福祉的措置として給付金を支給します。

(3) 身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付【障がい福祉課】

犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳を交付された方に、各種障がい福祉サービスや援助を提供します。

(4) 障がいのある方への手当の支給

関連項目：7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

犯罪等により、障がいを負った場合に各種手当を支給します（所得制限あり）。

ア) 特別障がい者手当の支給【障がい福祉課】

20歳以上の方で、犯罪等により重度の障がいがあり、日常生活を送る上で常時特別の介護を必要とする在宅の方へ手当を支給します。

イ) 障がい児福祉手当の支給【障がい福祉課】

犯罪等により障がいの状態になった20歳未満の児童に対して、その障がいによって生じる特別の負担を軽減するために手当を支給します。

ウ) 特別児童扶養手当の支給【障がい福祉課】

犯罪等により心身に重度または中程度の障がいが生じた20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給します。

(5) 自立支援医療に関する支給

関連項目：7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

犯罪等によって、障がいがあり、自立支援医療の対象となった犯罪被害者等に対し、制度説明と手続きを案内します（所得制限あり）。

ア) 自立支援医療（育成医療）【こども家庭課】

18歳未満の児童が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合に、医療費の一部を公費負担します。

イ) 自立支援医療（更生医療）【障がい福祉課】

障がい者手帳の交付を受けている方が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担します。

ウ) 自立支援医療（精神通院医療）[障がい福祉課]

精神疾患の外来通院にかかる医療費の一部を公費負担します。

3 日常生活の支援及び配慮 【条例第15条関係】

犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な被害に加えて、医療機関への通院や入院、裁判手続きへの対応などにより、それまで普通にできていた日常の事柄ができなくなる場合があります。家事や介護の支援、一時保育など、適切な支援を提供することで犯罪被害者等の負担の軽減を図るために、次の施策に取り組みます。

(1) 一時保育（一時預かり）サービスの提供 [幼保運営課]

犯罪等の被害に関連した各種手続きなど、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった小学校就学前までの乳幼児について、保育施設での一時預かりを引き受けます（収入により費用負担が異なります）。

(2) 母子生活支援施設への入所措置 [こども家庭課]

関連項目：4 安全の確保【条例第16条関係】

犯罪等の被害により母親が一人で子育てをすることが困難な状況にある場合、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子世帯の自立に向けた支援を行います（収入により費用負担が異なります）。

(3) 子育て短期支援（ショートステイ）サービスの提供 [こども家庭課]

保護者の方が犯罪等の被害で入院するなどにより一時的に乳幼児（2ヵ月～3歳未満）の養育ができない場合に、市が委託契約している施設で預かり（宿泊を伴う）ます（収入により費用負担が異なります）。

(4) ひとり親家庭等に対する日常生活支援 [こども政策課]

ひとり親家庭の母または父及び寡婦が、一時的に介護や保育、家事手伝いなどの日常生活支援を必要とする場合、家庭生活支援員を派遣します（事前登録が必要。なお、収入により費用負担が異なります）。

4 安全の確保 【条例第16条関係】

犯罪被害者等は被害後においても、二次的被害や再被害の危険などにさらされる場合があるため、安全の確保に関し、次の施策に取り組みます。

(1) 住民基本台帳事務における支援措置 [市民生活課]

DV及びストーカー行為などの被害者から住民基本台帳事務における支援措置について希望する申し出があり、その必要性が認められる場合は、加害者からの所在確認を目的とした住民票や戸籍の附票の請求を制限し、被害者の保護を図ります。

(2) 税の諸証明の発行制限 [市民税課]

DV及びストーカー行為などの被害者から税の諸証明（所得証明など）の発行制限について希望する申し出がある場合及び住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合は、発行を制限し、被害者の保護を図ります。

5 居住の安定 【条例第17条関係】

犯罪被害者等は、自宅で被害等に遭った場合や二次的被害や再被害防止のために転居が必要になる場合があります。その際に速やかな居住の安定を図るために、市営住宅への入居における特別の配慮や、転居費用の助成による負担の軽減など、居住の安定に関し、次の施策に取り組みます。

(1) 市営住宅の入居支援 [住環境政策課]

犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を2枚配布し、優先的な取り扱いを行います。

また、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を3枚配布し、優先的な取り扱いを行います。

なお、緊急に迫られる事情がある場合は、目的外使用許可による入居支援に取り組みます。

(2) 転居費用の助成 [市民生活課安心・安全推進室]

犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成します。（上限20万円） →[要綱については資料編P.33](#)

(3) 物件探しの支援 [住環境政策課]

犯罪被害者等の民間賃貸借住宅への転居に際し、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、「[居住支援法人](#)」を紹介するなど、関係団体の協力のもと物件探しについて支援を行います。

6 雇用の安定 【条例第18条関係】

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響や通院、または警察での事情聴取や裁判手続きへの対応など様々な事情によって仕事を休まざるを得ない場合や、場合によっては職を失うこともあることから、雇用の安定に関し、次の施策に取り組めます。

(1) 生活困窮者への自立相談支援【福祉総務課保護室】

犯罪等の影響により職を失うなど経済的に困窮している方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) ひとり親家庭の就業に関する給付金の助成

犯罪等により、ひとり親家庭となった母及び父に対して、就業に関する各種給付金を助成します。

ア) 高等職業訓練促進給付金の助成【こども政策課】

母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の費用の一部を修了後に助成します。

イ) 自立支援教育訓練給付金の助成【こども政策課】

母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力の向上のため国が指定する講座などを受講する場合に、その受講経費の一部を助成します。

(3) ひとり親家庭等への就業・自立の支援

犯罪等によりひとり親家庭となった母及び父に対して、就業及び自立に関する各種支援を行います。

ア) ひとり親家庭等への就業・自立支援【こども政策課】

ひとり親家庭の母または父の自立の促進及び子どもの健全な育成を図るために、本市と新潟県が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会に委託して、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を開設し、専門の相談員による生活・就職相談や養育費相談などを実施します。

イ) ひとり親家庭等への自立支援プログラム策定【こども政策課】

ひとり親家庭等の母または父に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行います。

7 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携しながら、経済的な支援に関し、次の施策に取り組みます。

(1) 犯罪被害者等見舞金の支給【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対して、被害の早期回復及び軽減を図るために見舞金を支給します。(遺族見舞金 30万円、重傷病見舞金 10万円)

→要綱については資料編 P.28

(2) 犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付け【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪等の被害を受けたために資金を必要とする犯罪被害者等に対して、無利子での資金の貸付を行います。(上限 50万円) →規則については資料編 P.24

(3) 交通遺児等支援事業【市民生活課安心・安全推進室】

交通事故により保護者を亡くし、または保護者が重度の後遺障害を負った家庭の中学生以下の子どもを対象として、激励金の支給や研修旅行などを実施します。

(4) 国民健康保険料の減免

国民健康保険料の負担を軽減するため、状況に応じ保険料の減免を実施します。

ア) 国民健康保険料の障がい者減免【保険年金課】

国民健康保険加入世帯で、犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳の交付を受けている場合、申請により状況に応じた保険料の減免を実施します。

イ) 国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免【保険年金課】

国民健康保険加入世帯で、犯罪等の被害により地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する状態となった場合、申請により状況に応じた保険料の減免を実施します。

(5) 介護保険に関する支援

介護保険に関する負担を軽減するため、状況に応じ保険料や利用料の減免を実施します。

ア) 介護保険料の減免及び徴収猶予【介護保険課】

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となった場合は、保険料の減免及び徴収猶予を行います。

イ) 介護保険利用料の減免 [介護保険課]

要介護認定者又は属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となった場合は、介護保険利用料の減免を行います。

(6) 遺族への年金等の支給

犯罪等の被害により遺族となった場合に年金等を支給します。

ア) 遺族基礎年金の支給 [保険年金課]

犯罪等により死亡した方が、死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある場合、その方に生計を維持されていた子どものいる配偶者や子ども(18歳に到達した最初の3月31日まで、障がいのある方は20歳になるまで)に対して年金を支給します。

イ) 寡婦年金の支給 [保険年金課]

犯罪等により死亡した夫が、死亡日の前日において保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、夫の死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳になるまでの間年金を支給します。

ウ) 死亡一時金の支給 [保険年金課]

犯罪等により死亡した方が、死亡日の前日において国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その方によって生計を同じくしていた家族に対して年金を支給します。(寡婦年金を受けられる場合はどちらか一方を選択)

エ) 葬祭費の支給 [保険年金課]

犯罪等により国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、申請により、葬儀を行った方に葬祭費として5万円を支給します。

(7) 子育てに関する経済的支援

子育てに要する負担軽減について、犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種経済的支援を行います。

ア) ひとり親家庭等医療費の助成 [子ども政策課]

ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等及び児童に対して医療費を助成します(所得制限あり)。

イ) 児童扶養手当の支給【こども政策課】

ひとり親家庭（母または父に重度の障がいがある場合を含む）の母または父等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給します（所得制限あり）。

ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付【こども政策課】

子どもを扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦（一部所得制限あり）、父母のない20歳未満の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。（※同じ用途で複数の借入れを行う際に貸付額が減額となる場合があります）

エ) 保育料の減免【幼保運営課】

犯罪等の被害により世帯の収入が減少したため保育料の納入が困難となった場合などに、保育料の減免を実施します。

(8) 就学に関する経済的支援

犯罪等の被害により、世帯の働き手や職を失うなどの経済的な理由によって、教育の機会が失われないよう各種支援を行います。

ア) 就学援助費の支給【教育委員会学務課】

経済的理由によって、就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費の一部などを助成します。

イ) 奨学金の貸付け【教育委員会学務課】

修学のために経済的支援が必要な方に対して、奨学金の貸付を行います。

ウ) 入学準備金の貸付け【教育委員会学務課】

修学が困難な方の保護者または修学に要する費用を負担する方に、高等学校などの入学に際して必要となる費用のための資金の貸付を行います。

(9) 生活保護制度【各区保護課・健康福祉課、福祉総務課保護室】

関連項目：6 雇用の安定【条例第18条関係】

犯罪等の影響により職を失うなど生活に困窮している方に対して、生活保護法に基づき、その困窮程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けた支援を行います。

8 市民等の理解の増進【条例第20条関係】

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むようになるとともに、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築き二次的被害を防止するためには、市民等の理解や配慮、

協力が不可欠です。そのため、市民に対する各種広報啓発に加え、事業主からも犯罪被害者等への支援について理解を深めてもらえるように、次の施策に取り組みます。

（１）市民全般へ向けた広報啓発活動【市民生活課安心・安全推進室】

広報やホームページ、公式SNSを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」（毎年11月）および国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）に併せた啓発活動により、市民の理解促進を図ります。

（２）事業者に対する啓発活動【市民生活課安心・安全推進室、雇用・新潟暮らし

推進課】

関連項目：6 雇用の安定【条例第18条関係】

犯罪被害者等が雇用の面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、事業者に向けて、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布などの啓発活動を推進します。

9 教育活動の推進【条例第21条関係】

犯罪被害者等への適切な支援を行うためには、社会全体で支えていくことが重要であり、子どもの頃から犯罪被害者等支援についての正しい理解を深めることが大切です。そのため、学校等における命の大切さや人権教育に関して、次の施策に取り組みます。

学校における啓発活動【市民生活課安心・安全推進室、教育委員会学校支援課】

関連項目：8 市民等の理解の増進【条例第20条関係】

犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布や教材の活用などにより、学校における教育活動を推進します。

10 人材の育成【条例第22条関係】

犯罪被害者等に対して適切な支援を行うためには、支援の重要性を正しく認識するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況やニーズに合わせた支援メニューについての理解が重要であることから、市内の人材育成について、次の施策に取り組みます。

市内関係部署職員に対する研修の実施【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪被害者等支援施策については、市内の各部署が所管していることから、全庁的に連携して取り組む必要があるため、各支援業務に従事する担当職員を対象として研修会を年1回以上開催し、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上に取り組みます。

1 1 民間支援団体に対する支援 【条例第23条関係】

犯罪被害者等支援を適切かつ効果的に行う上で、専門的知識や経験の豊富な民間支援団体による支援活動は必要不可欠なものであることから、次の施策に取り組みます。

自助グループ活動の支援【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、(公社)にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行います。

第5 進行管理

1 取り組み状況の公表

本計画を策定し、犯罪被害者等支援に関する事項について調査・審議等を行うための附属機関である「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」において、計画の進捗状況及び主な支援施策の状況等について情報共有と意見交換を行い、必要に応じて支援制度の新設や制度の拡充など今後の施策に反映させます。

また、上記の内容について年度ごとにホームページ等で公表します。

2 計画の見直し

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間中であっても、犯罪被害者等支援施策の展開、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに応じて計画の見直しを行います。